

日進市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）に係るパブリックコメント実施結果

■意見募集期間 令和6年3月1日（金曜日）から令和6年3月29日（金曜日）まで

■意見提出者 1人

■提出意見数 2件

意見番号	意見書番号	項目	意見の内容	市の考え方
1	1	宣誓可能日時について	<p>現行のパートナーシップ制度では、平日の日中にしか宣誓が出来ず、二人の記念日や縁起が良いとされる日を選ぶことが難しいです。婚姻制度と同じように二人にとって特別な日に宣誓出来るようにした方がいいと思います。対面での宣誓だけではなく東京都のようなオンライン申請も出来るようになれば、プライバシーも守られ宣誓日の平日日中縛りもなくなると思います。色々な方法があると思いますが、宣誓可能日時について今一度ご検討ください。</p>	<p>宣誓については、原則開庁時間内となりますが、特別な事情等で開庁日以外をご希望の場合は事前にご相談ください。対応が可能な場合もあります。</p>
2	1	一方が死亡した際のパートナーシップ宣誓書受領証返還について	<p>法的効力が無く戸籍上なにも繋がりが持てない同性カップルにとって、受領証は二人の関係を証明する大事なものだと思います。「死んだら返還する」のではなく、「その人と一緒に生きた証」として残しておきたい人もいると思います。</p> <p>また、死亡後の様々な手続きに際し、パートナーであったという証明が必要な場面（生命保険の給付金申請など）が出てくると思います。そのような場合にも対応できるよう受領証の返還は強制ではなく、持ち続けたいと希望する人には、返還しなくていいようにしてください。</p>	<p>原則として返還いただく必要があります。パートナーシップ宣誓書受領証等返還決定通知書により通知したにもかかわらず、直ちに返還されない場合は、交付した宣誓書受領証等の番号を市ホームページにて公開いたします。</p> <p>また、死亡後の手続きにおいて宣誓書受領証等が必要な場合は、返還の期日について配慮することも可能ですので、事前にご相談ください。</p>